

平成27年3月25日、原子力規制委員会の有識者会合は、福井県敦賀原子力発電所2号機直下にある破砕帯(断層)について、これを活断層であると結論づけたとの報道がなされた。すでに、平成26年2月12日、同じ福井県にある大飯原子力発電所の敷地を横切る断層については、活断層ではないとの結論が出ており、事実上、大飯原発の再稼働に向けての障害が取り除かれた状況となっていたのとは対照的である。

さて、大飯原子力発電所における断層が活断層ではないとの結論が出された直後の平成26年5月21日、原告らが人格権ないし環境権に基づいて選択的に大飯原子力発電所の運転差止を求めた事案に関し、福井地方裁判所は、大飯原子力発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない旨の判決を言い渡した。福井地裁は、「人格権は憲法上の権利であり(13条、25条)、また、人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維

持するといふ人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる」と判示したが、その際、環境権については詳細な検討は行わなかった。

原告ら側は、環境権について、人が健康で快適な生活を維持するために必要なよい環境を享受する権利であると主張したのに対し、被告側は、環境権なるものは実定法上の根拠もなく、その概念、権利の内容、成立要件、法律効果等が不明瞭であるから、差止請求の根拠にならないと反論していた。

ところで、自民党憲法改正促進本部長である船田元議員は、最初に取り組む改正項目の中に環境権を含めており、また、参議院憲法審査会でも衆議院憲法審査会でも、新しい人権として環境権を盛り込むことはさまざまな視点から議論されてきた。もちろん、従前の公明党憲法調査会の一論点整理」の中でも、環境権については、

良好な環境を享受し、国家及び国民が環境保護に努めるといった趣旨の権利(責務)であり、人間中心主義ではない自然との共生も含んだエコロジカルな視点に立った環境権を新しい人権として定めるべきであるとの意見を述べ、選挙公約にもしてきた。しかも、公明党は、参議院憲法審査会の場合、「環境権などの新しい人権は、現行憲法でも13条や25条などの解釈により導き出されるとの見解もあるが、最高法規である憲法に明確に定められていけば、下位法律を制定するときにより強い内容の法律にすることができると」いう立派な意見も述べていた。ところが、平成27年3月23日の新聞報道によれば、公明党は、憲法を改正し新たな条項を加えるという「加憲」の対象から環境権を除外する検討に入ったとのことである。そして、その理由としては、平成26年夏に欧州視察に行った際、憲法に環境権を明記した欧州諸国では環境権に関する違憲訴訟が相次ぎ、開発や投資の妨げになっていることがわかり、公明党内に慎重論が強まったと報道されている。

しかし、環境権を除外することに合

理的理由はないし、到底説得的な内容でもない。公明党は1990年代から環境権の重要性について掲げており、これまでの期間を通じて十二分に検討がなされてきたであろう。違憲訴訟が相次いでいるなどという情報も欧州視察の際に初めて入手したという類いの話でもあるまい。公明党の、「最高法規である憲法に明確に定められていれば、下位法律を制定するときにより強い内容の法律にすることができると」の視点からすれば、環境権を「加憲」することの重要性は以前から何も変わらない。これまでの動きに逆行する今般の公明党の動きは、考慮に入れてはならない「差止めによって受ける不利益の大きさ」|| 経済的発展を人権よりも優先する内容であって、憲法を下位の法律と同レベルに置いて議論するかの如きであると言わざるを得ない。本当の理由は、環境権なるものを「加憲」してしまえば、原子炉の運転再開を阻害してしまうのではないかと懸念する方々の意見が公明党内で多数意見となったのではないかと邪推するのは私1人だけであろうか。

## 法律談 法相 R40 ④

### 本末転倒の議論

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・日浦法律事務所」代表。